

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年11月19日開催 生命保険協会]

1. 公的保険制度を踏まえた保険募集に係る監督指針改正について

- 保険募集のあり方について、現行の監督指針では、顧客が自らの抱えるリスクやそれを踏まえた意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断できることを確保するべく、保険会社や保険募集人の創意工夫が求められている。
- この点、顧客が自らの抱えるリスクを理解するためには、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、保険募集人が公的保険制度について適切に理解をし、その上で、顧客に対して、公的保険制度に関する適切な情報提供を行うことが重要。そこで、今般、こうした観点を監督上の目線として明確化する監督指針改正案をとりまとめ、パブリックコメントを11月16日まで実施。
- 今後、金融庁としては、年内を目途に改正監督指針を適用し、年明け以降に、これまで各社が取り組んできている好事例の収集なども含め、各社との対話を行っていくことを考えている。
- なお、厚生労働省において、個々人の公的年金の受取見込み額を簡易に試算できるウェブページが来年度に稼働する予定と承知しているので、その活用をご検討いただければ幸い。また、協会においては、募集人向け教材や顧客への情報提供ツールを業界共通で作成するよう検討されていると承知しており、前向きに対応いただいていると受け止めている。金融庁としても公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定であり、こうしたツールの作成についても各金融機関と連携してまいりたい。

2. 保険本来の趣旨を逸脱する保険募集について

- 低解約返戻金型商品における名義変更による節税に係る報道があったことを受け、6月の意見交換会において、「保険本来の趣旨を逸脱するような

募集活動等が今後に行われないう、金融庁として、対応を検討したいと考えている。」と申し上げた。金融庁の実態把握の結果も踏まえると、期待していた税務上の効果が得られないまま保険料を負担することとなる等、保険契約者保護面で生じた問題も大きいと考えられたことから、様々な対策を進めてきたところ、現時点での進捗状況を申し上げる。

- 本件については、国税庁において6月の通達改正により課税の適正化が図られたところである。金融庁においても、当該商品を取り扱う保険会社に対して募集管理態勢の整備状況等の実態把握を進めた結果、一部では名義変更率が保険商品の本来の趣旨に照らして不自然に高く、態勢整備の実効性についてより深く確認する必要があると認められた。そこで、引き続き、保険会社だけでなく、募集の現場である代理店に対するヒアリングも実施しながら実態把握を進めていく。
- また、上記の法人向け商品に限らず、その他の商品についても、こうした問題が再発しないよう、保険商品審査や募集のモニタリングなどの面で、国税庁との連携を強化していく。
- 協会においても、金融庁の要請を受け、保険契約者への周知を強化する観点から「保険本来の趣旨を逸脱する行為は、税務署等において租税回避行為と認識される可能性がある」旨の追記等を内容とする各社共通の注意喚起文書の改訂を進めていただいていると承知。各社におかれては、保険本来の趣旨に沿った加入を促す観点から、このような文書を活用しつつ、適正な保険募集の徹底を改めてお願いしたい。

3. 代理店ヒアリングについて

- 近年、保険の主力販売チャネルとして代理店のプレゼンスが増していることから、金融庁と財務局は協働して代理店へのヒアリングを行い、態勢整備状況などの実態把握やフィードバックを進めてきた。今事務年度は財務局との連携を強化し、対象先も増やす予定であり、10月28日の財務局長会議の場でも、そうした方針について認識を共有したところ。

- 今事務年度におけるヒアリング項目については、顧客本位の業務運営を促すべく、今事務年度の保険行政課題と関わりが深い観点を中心に選定している。具体的には、先ほど申し上げた公的保険の説明に関するベストプラクティスの収集や、法人向け保険の販売に関する実態把握などを行う予定。
- また、今事務年度においては、事業報告書の提出代理店に限らずにヒアリングを行うことも想定しており、初めてヒアリング対象となった代理店が、各保険会社に様々な相談をすることも考えられる。また、このヒアリング対応に限らず、代理店の態勢整備にあたっては、各保険会社による支援が極めて重要と考えている。については、引き続き、代理店からの相談には丁寧に対応するなど、必要な支援に努めていただきたい。

4. ビジネスモデル対話について

- ビジネスモデル対話については、代理店・インターネット等のチャネルを主軸とする生保会社よりアンケートの回答をいただき、順次、対話を進めている。9月に申し上げたように、中長期的なビジネス環境の変化にどう対応しているか、デジタル戦略やその裏付けとなる IT 投資計画も含めて対話を実施しているところである。
- また、大手社については、年内に役員クラスとの対話を予定している。昨事務年度は、各社とも営業職員チャネルを中核に据えたビジネスモデルを維持しつつ、対面と非対面が融合した新たな営業活動モデルの構築を目指していることを確認したが、
 - ・ 将来的な人口減少が見込まれる中、中長期的な経営環境やその業績への影響をどのように分析しているか、その上で、例えばグループベースでのチャネル戦略のあり方なども含め、ビジネスモデルの持続可能性について、どの程度深度ある検討を進めているか
 - ・ デジタル化への対応について、非対面やオンライン化といった要素を営業活動モデルにどのように取り込もうとしているか、また、営業面への対応に止まらず、内部管理も含めて、全社的な業務の効率化等にどのようにつなげていこうとしているか

など、より踏み込んだ対話を行ってまいりたい。

- なお、改正保険業法が11月22日に施行される。具体的には、保険会社の海外進出が進む中で外国子会社の業務範囲を緩和し、あるいは、地方創生に積極的に取り組んでおられる保険会社も多いと承知しているが、地方創生に資する業務を保険会社本体や子会社の業務範囲から拡張する等の規制緩和を盛り込んでいる。監督局においても、保険会社の業務運営に配慮しつつ監督上の着眼点を明記した監督指針の改正を実施し、同日付で適用開始を予定。
- こうした規制緩和も持続可能なビジネスモデルの構築の一助にさせていただければ幸い。

5. 国連安保理決議の着実な履行について

- 10月4日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2月から8月にかけての加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と加盟国への勧告を取りまとめた中間報告書を公表。
- 同報告書に記載・言及のある企業・個人については、安保理決議の実効性を確保していく観点から、各金融機関において、
 - ・ 当該企業・個人に対する融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人への調査・ヒアリング

などに、しっかりと対応いただく必要がある。

その上で、同報告書への掲載そのものは、当該企業・個人が制裁対象と認定されたものではない点に留意していただくとともに、上記の確認や調査結果を踏まえ、適切に顧客対応を行っていただくようお願いする。

6. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表等について

- 11月10日、金融庁ホームページにて、9月に続き、「金融事業者リスト」

を公表。リストへの掲載対象は、顧客本位の業務運営に関する原則を採択した金融事業者でリストへの掲載を希望する旨の報告（9月30日期限）があった先のうち、原則の各項目と各金融事業者の取組方針との対応関係が明確であることが確認できた先のみとなる。

- 9月の意見交換会で申し上げた通り、「金融事業者リスト」の作成は、2020年8月の金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書の提言を踏まえている。金融事業者からの報告内容をみると、取組状況を検証、評価するのに役立つ事例も見受けられる。
- 具体的には、例えば、「顧客にふさわしいサービスの提供（原則6）」におけるアフターフォローなどのサービスに関して、「定期的」や「丁寧」などといった抽象的・主観的な表現ではなく、どのような場合に実施するか・目的・内容等を具体的・定量的に示しているもの、更には、「動機づけの枠組み等（原則7）」について、業績評価の項目として、単に「顧客本位に資する」といった抽象的な説明ではなく、具体的な評価項目を示しているものがある。
- 他方で、引き続き、「見える化」の施策が顧客向けであることが必ずしも理解されていないと見受けられる先もある。
- 金融庁としては、取組状況のモニタリングも含め、金融事業者と対話を行い、好事例の公表を行う予定である。各金融機関においては、来年に向けて取組方針に基づく取組状況の整理を意識して対応していただきたい。

7. 「金融サービスの提供に関する法律」の施行について

- 11月1日より、「金融サービスの提供に関する法律」が施行され、1つの登録で、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービス仲介を行うことが可能となる「金融サービス仲介業」が開始され、既に2社が登録されている。
- 金融庁としては、本制度の創設により、多種多様な金融サービスの提供が進み、利用者の利便性がより一層向上することを期待しているところ、各金融機関においても、

- ・ ビジネス範囲を拡大するために、新たに金融サービス仲介業を利用することや、
- ・ 自らが取扱う金融商品の販売チャネルの拡大や利用者利便の向上を図る観点から、金融サービス仲介業者との連携を進めていくことを検討するなど、本制度を活用いただきたい。

8. マイナンバー告知義務に係る経過措置終了後の取扱いについて

- 証券口座については、税法において、顧客にマイナンバーの告知義務が課されているところ、2016年より前の既存顧客については、2021年末まで告知義務を猶予する経過措置が講じられている。
- この経過措置が終了することとなるが、顧客に対し、引き続き、マイナンバーの告知は法律で定められた義務であることを説明の上、マイナンバーの提供を求めている。
- ただし、経過措置終了後であっても、法令に根拠となる規定がない場合、顧客からのマイナンバーの提供がないことのみをもって手続自体を制約する必要はない。
- 今後、以上の事項に関して、関係業界団体等に対し周知依頼を発出予定であるところ、対応をお願いしたい。

9. マイナンバーカードの積極的な取得促進について

- マイナンバーカードについて、11月1日時点のデータによると、交付枚数は5,000万枚弱、人口に対する割合は39.1%まで増加している。カード普及に当たり様々な協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2020年11月 → 2021年11月)

交付枚数：約2,777万枚 → 約4,995万枚 (対前年+約80%)

人口に対する交付枚数率：21.8% → 39.1%

- 今般、健康保険証利用の本格運用が始まったこと、マイナポータルで特定

検診情報等が閲覧可能となったこと、マイナンバーカードを用いて電子版の新型コロナワクチン接種証明書が取得できるようになることなど、カード取得のメリットがさらに拡大することを踏まえ、デジタル庁より各業所管省庁に対し、改めてカード普及への協力要請があった。これを受け、当庁からも業界の皆様に対し、改めてカードの更なる普及に向けた協力依頼を发出する予定。政府としては、今後とも、カードの機能強化や、更なる普及に向けた取組みを進めていくところ、引き続き、積極的なカードの取得促進への協力をお願いしたい。

(参考) マイナンバーカードの機能強化に関して検討されている事項

- ・ マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載（技術検証を実施中）
- ・ 運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化（調査研究を実施中）
- ・ マイナポータルなどの UI・UX の最適化

10. 10月開催のG20の成果物について

- 10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議及び首脳会議について、主にサステナブルファイナンスに関する成果を紹介したい。
- G20傘下に設置されているG20サステナブルファイナンス作業部会(SFWG)が策定した「G20サステナブルファイナンスロードマップ」及び「統合レポート」が承認された。ロードマップでは、気候と持続可能性に関するSFWGの今後複数年にわたる作業計画等が示されている。
- 具体的な項目として、わが国が主張してきたトランジションファイナンス、すなわち、脱炭素化に向け、グリーンかグリーンでないかという二元論でなく、排出削減が難しいセクターの着実な移行を支援する取組みの必要性が広く認識された。今後SFWGがトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定する予定。
- 今後の課題として、サステナブルファイナンスの対象を気候変動だけでなく、生物多様性や社会問題にも徐々に広げることの重要性が、G20で共通の認識となっている。10月31日に公表されたG20ローマ首脳宣言においては、特に生物多様性などに関する財務情報開示の作業の重要性が認識されてい

る。このほか、COP26 や、生物多様性に関して気候変動と同様に定量的な目標設定などを目指す国際会議（COP15）についても、その議論をぜひフォローしていただきたい。

- このほか、G20 の財務大臣・中銀総裁及び首脳からは、G20/OECD コーポレートガバナンス原則の見直しへの期待が示された。コロナ後を見据えた経済回復に資する重要な作業であり、今後の企業運営に大きく関係するため、関係者の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

11. COP26 の議論・成果物について

- 10月31日から11月13日に開催された COP26（気候変動枠組条約締約国会議）について紹介したい。
- 首脳級、大臣級、様々な会合が開催されたが、特に、11月3日、開催国である英国が「Finance Day」と定め、行われた議論内容について共有したい。各国政府・団体主催の会議が行われ、気候変動問題へ対処するための公的・民間資金の役割について議論された。主な項目は2点あり、
 - ・ 一点目として、IFRS 財団の傘下でサステナビリティ開示の基準を策定予定の国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board）の設置が公表され、日本を含む各国政府や各基準設定主体が歓迎の意を表明した。
 - ・ 二点目として、民間セクターでの取組みとして、マークカーニー前イングランド銀行総裁が議長を務め、日本の金融機関も参加している GFANZ（The Glasgow Financial Alliance for Net Zero）の活動報告も行われた。民間資金の一層の拡大は、新たな産業・社会構造への転換を促すために不可欠なものである。こうした民間部門の取組みについて、引き続き情報をいただけると幸い。
- 今後、COP26 での議論を受けて、2050年ネットゼロに向けた官民の具体的な対策は実装段階に入っていく。金融庁としては、①排出削減が難しいセクターの着実な移行、すなわちトランジションファイナンス、②生物多様性などの気候変動以外のテーマの扱いについて、引き続き、各金融機関と連携し

て取り組んでまいりたい。

12. IAIS 執行委員会等の結果について

- 保険監督者国際機構（IAIS）は11月9-10日に執行委員会を、15-18日に年次総会、執行委員会、及び年次コンファレンスをバーチャル形式で開催した。その結果概要について申し上げる。
- 現在、IAISで作業が進められている、米国主導で開発されているグループベースの資本計算手法の合算手法（Aggregation Method）が国際資本基準（ICS Version 2.0）と比較可能な結果をもたらすかどうかを確認する取り組みは、Covid-19の影響のため、基準案の作業開始が当初の予定よりも遅れたものの、引き続き進展している。
- 今般、作業開始時期の遅れを踏まえ、2021年第4四半期における実施が予定されていた比較可能基準案の市中協議を、2022年前半に延期することが決定された。IAISにおいては、比較可能基準案の市中協議に関する新たなスケジュールの下、基準案に関する作業を迅速に進めていく予定である。なお、この変更による比較可能性評価に係るプロジェクトの全体的なスケジュールの変更はなく、当初計画どおり2024年に完了する予定。
- IAISからの各種の文書の公表について、市中協議文書「流動性指標の開発」は、2022年1月23日までコメントを受け付けている。本件は、システムリスクに関する包括的枠組み（HF）の一環であるグローバルモニタリング活動（GME）における補助指標として位置付けられている。本件の開発はフェーズに分けられて進められており、今回実施するのは第2フェーズの市中協議となる。
- その他、「保険会社のカルチャーに関するイシューペーパー」、「改訂された監督カレッジに関するアプリケーションペーパー及び実施ガイド」、「改訂されたマネーロンダリング及びテロ資金供与に関するアプリケーションペーパー」等、市中協議の結果を踏まえた最終版文書が公表されている。
- また、IAIS執行委員会において、有泉秀国際総括官が同委員会の副議長に選任された。これまで、飛弾則雄国際政策管理官が、副議長を務めてきたが、

その後任として選任されたものである。

(以上)